

文教厚生常任委員長報告

令和 3 年 9 月 21 日

今期定例会において、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案 8 件及び陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 85 号 西都市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、都於郡小学校山田分校の閉校に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、現地調査を行い、種々質疑の後、ある委員より「本案は、都於郡小学校山田分校を令和 3 年度末をもって廃止するものである。山田分校は、1890 年、明治 23 年 10 月、山田尋常^{じんじょう}小学校として設立されて以来、明治、大正、昭和、平成、令和と 131 年にわたり、地域とともに歩んできた歴史ある学校である。地域から歴史ある学校がなくなるということは、残念なことではあるが、児童・生徒の減少という現実を考えるなら、廃校はやむを得ないものと受け止め、賛成するものである。今後は、地元・関係者の皆さんと共に、予定されている閉校記念事業成功のために、全面的な協力・支援を強く要望しておきたい」との賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「山田分校閉校に伴い、学校施設の利活用が課題とのことだが、地域住民と十分に協議を行い、地域住民が納得される利活用を検討していただきたい。また、学校施設の維持管理は当面、教育委員会が行うとのことだが、校庭、遊具、プール施設などの安全管理にも留意していただきたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第 86 号 令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 11 号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出について主なものでは、民生費に障害児通所支援事業費や、衛生費に新型コロナウイルス接種業務委託料などの予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、新型コロナウイルス感染症対策等、必要な予算補正であると理解している。しかしながら、今回の補正において、橋田市長のもとで地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会委員に委嘱された評価委員1名、臨時委員1名分の委員報酬が増額補正されているので賛成できない。その理由は、臨時委員に委嘱された元市職員は、在職中、公務員として許されない行為を行っているからである。また、医療センターの元事務局長としても問題を指摘せざるを得ない。譲って元市職員が仮に、医療センターの会計が詳しいとしても『識見を有する者』として評価委員会の臨時委員の任にふさわしいとは思えない。よって強く交代を求めておきたい。また、臨時委員が必要であるなら中立・公平の立場から委嘱されることを強く求めておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「外出自粛等により自宅で過ごす時間が増えている状況が続く中、その時間を本と触れ合う時間に活用してもらうため、市内の児童・生徒及び未就学児 3,580 人に一人当たり 3,000 円の図書カードを配布する予算が計上されている。この配布の際には、配布目的を十分理解していただき有効な図書が購入されるよう、周知を図っていただきたい」

また、ある委員より「都於郡社会教育施設に関連して、地域おこし協力隊の公募を 10 月に予定しているとのことだが、施設運営、企画力など、都於郡社会教育施設にとってよりよい施設を目指す人材を採用していただきたい」

また、ある委員より「昨年から現在まで続いている新型コロナウイルス感染症対策に国から多くの予算が下りてきている。色々な制限を余儀なくされた飲食店等に対しては、支援金がそれなりに準備され、十分と言えないまでもどうか事業が継続されていることは喜ばしいことである。しかしながら、被害者ともいえる感染した本人に対してや、その方が勤務されている支

援の対象にならない事業者への支援は特にないと伺った。感染者を出した事業者は消毒や一定期間を休業せざるを得なくなり、全てを己の責任において受け止めなければならない。市内で何名が該当するのかは担当者でも把握はできていないとのことだが、実際におられるのは確かである。そのようなケースに対し、お見舞金のような形で励ますことはできないものか検討していただくよう要望したい」

また、ある委員より「山田分校閉校記念事業補助金で記念碑の建立が計画されているが、閉校後における将来の同施設の活用等を考えて、建立する場所については検討されることを要望しておきたい」、「新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナの影響により国保税の減免等が行われている。昨年度は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金を支給する制度も創設されているが、コロナ禍における市民の暮らしは深刻な状況にあるだけに2億2千万円の国民健康保険準備積立金等も活用し、国保税の減額、減免等を行うなど、命・暮らし応援の支援対策を図っていただきたい」、「新型コロナウイルス感染症対策として予定されているワクチン接種会場に来ることができない方への巡回接種に要する費用が計上されている。接種対象者数を把握され、迅速・安全なワクチン接種を進めていただきたい」、「生理の貧困対策事業として予算が計上されている。これは、経済的理由で生理用品の購入に支障きたしている方に生理用品を無料で配布することで、コロナ禍で家計が困窮する女性や女兒を支援する事業として、小中学生は各学校で、その他は福祉事務所で配布されるとのことであるが、積極的な対応を図っていただきたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第87号 令和3年度西都市国民健康保険事業特別会計予算補正（第2号）についてであります。

本案は、基金積立金など、総額5,400万4千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 89 号 令和 3 年度西都市介護保険事業特別会計予算補正(第 1 号) についてであります。

本案は、諸支出金など、総額 7,203 万 1 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「歳入では繰越金 7,368 万円が増額補正され、歳出では介護給付費準備基金積立金へ 2,136 万 5 千円が増額補正されている。その結果、補正後における基金保有額は 9,707 万 4 千円で、第 1 号被保険者 1 人当たり約 8,779 円となる。高齢化社会を支える介護保険制度が求められている中で、高い介護保険料を求めながら、本市独自の対策も不十分であり賛成できない。介護を受ける人も、介護する家族も安心できる介護体制の充実を強く求めておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号 令和 3 年度西都児湯障害認定審査会特別会計予算補正(第 1 号) についてであります。

本案は、諸支出金など、総額 16 万 5 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 91 号 令和 3 年度西都市後期高齢者医療特別会計予算補正(第 1 号) についてであります。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金など、総額 149 万 7 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 92 号 令和 3 年度西都児湯いじめ問題対策専門家委員会特別会計予算補正(第 1 号) についてであります。

本案は、諸支出金など総額 2 万円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 101 号 令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 12 号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出については、衛生費に新型コロナウイルスワクチン集団接種従事協力金 3,495 万円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、令和 3 年陳情第 4 号 加齢性難聴者の『補聴器購入に対する公的補助制度創設を国に求める』意見書採択の陳情書であります。

本陳情の願意は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になっており、鬱（うつ）や認知症の危険因子になることも指摘されている加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書を国に提出してほしいというものであります。

本陳情の審査にあたり、所管課長等の出席を求め、参考のため当局の意見を聴取しました。種々質疑の後、ある委員より「本陳情の願意は、加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、高齢者の生活の質を落とす大きな原因になっている。また最近では、うつや認知症の危険因子になることも指摘されていること等から、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう国に求めるために意見書の提出を求めるものであり賛成したい」との賛成討論があり、採決の結果、「願意妥当」と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。